

## 情報通信網を利用した選挙運動

□ 主 体 : 選挙運動ができる者

※ 選挙ができない者 : 大韓民国国民でない者、19才未満未成年者、韓国国際協力団・韓国国際交流財団・在外同胞財団の常勤役職員およびこれらの団体の代表者など

□ 期 間 : 選挙運動期間中

※ 第19代国選選挙運動期間 : '12. 3. 29. ~ 4. 10.

□ 方 法

○ インターネット ホームページまたはその掲示板チャットルームなどに選挙運動のための内容の情報を掲示したり電子メール(コンピュータ利用者どうしネットワークを通じて文字・音声・画像または動画などの情報をやりとりする通信システムを言う)を伝送する方法。ただし、インターネット広告は除外

○ 電話を利用して送・受話者間直接通話する方式の選挙運動

○ 文字(文字以外の音声・画像・動映像などは除外)メッセージを利用して選挙運動情報を伝送する方法。ただし、パソコン及びパソコン利用技術を活用した自動通報通信の方法では伝送できない。

※ 情報通信網を利用して選挙運動をする時留意事項

▶ 虚偽事実流布および誹謗禁止 : 何人(なにびと)でも候補者(立候補予定者含む)、彼の配偶者または直系尊・卑属や兄弟姉妹に関して虚偽の事実を流布してはならず、公然と事実を指摘しこれらを誹謗できない。

▶ 選挙運動情報伝送時主要遵守事項

- ・ 誰でも情報受信者の明示的な受信拒否意志に反して選挙運動情報伝送禁止
- ・ 電子メール伝送または電話利用伝送(送・受話者間直接通話する場合、除外)
  - 選挙運動情報の題目が始まる部分に‘選挙運動情報’と表示
  - 予備候補者・候補者が文字メッセージを伝送する場合、彼の電話番号明示
  - 受信拒否の意志表示を容易にできる措置・方法に関する事項など明示

綺麗な 在外選挙 グローバル 大韓民国 の顔です